青の煌めきあおもり国スポフェンシング競技
愛子内親王殿下の競技御覧に係る一般観覧者入場券（ＡＤカード）申込約款

（総則）

第１条　令和８年１０月１３日（火）愛子内親王殿下の青の煌めきあおもり国スポ「第８０回国民スポーツ大会」のフェンシング競技の競技御覧に伴う、一般観覧者入場券（ＡＤカード）（以下「入場券」という。）の申込者は、本約款に同意したものとみなします。

（募集）

第２条　青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり、フェンシング競技の一般観覧者を募集します。

（１）一般席

（２）車いす席

２　座席は一般席約３００席、車いす席４席とし、入場券の保持者（以下「保持者」という。）１名につき１席とします。乳幼児であっても、申込及び入場券が必要となります。

（申込）

第３条　入場券の申込は、次の方法により実行委員会に申し込むものとします。

（１）実行委員会がインターネット上に用意する一般観覧者申込フォームに必要事項を入力して送信する方法

（２）申込は、令和８年９月１９日（土）午前９時から令和８年９月３０日（水）午後５時までの間に行うものとします。

（３）１回の申込で申込が可能な人数は、最大５名までとし、申込者の１人（１人の申込の場合は本人）を代表申込者としなければなりません。

（４）申込を行う者は、申込フォームに掲げるすべての項目について、正確に記載しなければなりません。

（無効の申込）

第４条　次に掲げる申込は申込単位で無効にします。

（１）虚偽の事項を記載した申込

（２）申込グループ内のいずれかの者が他の申込と重複している申込

（３）必要な事項を記載していない申込

（当選者の決定）

第５条　実行委員会は、申込期間終了後に当選者を決定するものとし、申込者数が予定席数を上回った場合は、申込単位で抽選を行い、当選者を決定します。申込者数が予定席数を下回った場合は、抽選を行わず全員を当選者と決定します。

（当選者への通知）
第６条　実行委員会は、前条に基づき、当選者と決定した申込の代表申込者に対してその旨を通知します。
２ 落選者及び代表申込者以外の当選者に対しては、通知しません。

（入場料）
第７条　入場料は、無料とします。

（入場券の送付及び入場時の本人確認）
第８条　実行委員会は、当選者と決定した申込の代表申込者に申込人数分の入場券及び当選通知書を送付します。
２　本人確認方法は、受付時にマイナンバーカード、運転免許証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類のいずれかを提示いただき、申込時の情報と照合して、当選通知書を持参した者が申込者本人であることを確認します。ただし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合は、健康保険証その他の官公庁等の公的機関が発行する本人確認書類が２点必要となります。（例：健康保険証、母子健康手帳、各種医療費助成受給券等）
３　申込時に入力いただいた氏名・住所・生年月日と本人確認書類が一致しない場合は、入場できません。

（駐車場・駐輪場）
第９条　むつマエダアリーナ南側の一般駐車場を利用できます。その他の駐車場は利用できません。また、駐輪場も利用できません。

（実行委員会の権利）
第１０条　実行委員会は、本約款に違反した者に対し、会場への立ち入りを拒否する権利、又は会場から退去させる権利を有します。

（損失の責任）
第１１条　保持者が、競技の開催前、開催中及び開催後を問わず、競技を観覧することに付随して生じた身体への危害及び財産上を含む損害又は損失については、施設上の不備等実行委員会に責任がある場合を除き、その責任を負いません。

（個人情報の取扱い）
第１２条　実行委員会は、申込の際に得た個人情報を当選者等の決定及び当選者等への通知、運営における観覧者の本人確認、会場警備のための警察及び警備関係者への情報提供、そ

の他青の煌めきあおもり国スポ・障スポの運営及び管理のためにのみ利用します。

（肖像権の取扱い）

第１３条　競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・ 報告書・ホームページ等で公開されることがあります。

２　競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。また、大会開催の報告書等に編集され、配布されることがあります。

（入場券及び当選通知書の譲渡禁止）

第１４条　正規の手続きにより当選通知を受けた者及び保持者となった者に限り、入場券及び当選通知書を使用する権利を有するものとし、入場券及び当選通知書を他人に譲渡又は貸与することは禁止します。

（他用途利用の禁止）

第１５条　入場券及び当選通知書を広告、転売その他の営業目的（景品又は競争若しくは抽選の商品として供すること等）に利用することはできません。

（入場券及び当選通知書の紛失）

第１６条　入場券及び当選通知書を紛失した場合は、ご覧いただけない場合があります。

（運営管理）

第１７条　保持者は、競技会場に入場する際は、第８条第２項に規定する本人確認の前に必ず入場券を首から掛けなければなりません。

２　保持者は、競技会場に入場する際は本人確認、手荷物検査、金属探知等の検査を受け、その後配付されるリストバンドを装着しなければなりません。

３　保持者は、退場後にフェンシング競技観覧エリアに再入場する際は、入場券及びリストバンドで再度本人確認を行い、金属探知等の一連の検査を受けていただきます。

４　保持者は、入場ゲート進入時以外においても、実行委員会等から本人確認を求められた場合は、これに応じなければなりません。

５　入場券を持参していない場合及び本人確認ができない場合は、入場することはできません。

６　保持者は、入場の際に、秩序保持又は円滑な運営を行うために実行委員会等が行う手荷物又は所持品等の検査に応じなければなりません。

７　保持者は、実行委員会が別に定める持込禁止物の持込み及び禁止行為等を行ってはなりません。

８　保持者は、実行委員会が指定する範囲内の座席に着席しなければなりません。

９　実行委員会は、会場の運営管理に必要な限りにおいて、保持者の座席を変更する権利を有するものとし、保持者は変更に従わなければなりません。

（入場券の無効）

第１８条　荒天その他特別な事情により、入場者を制限し、一般観覧者を入場させない判断をした場合又は中止の場合、入場券は無効とします。

（その他）

第１９条　会場運営の都合上、競技会場の入場時間を指定する場合があります。

２　競技御覧に係る入場規制等の解除の合図は実行委員会が行うものとし、その合図をもって本約款での事項は失効するものとします。

３　その他必要な事項は実行委員会と関係機関が協議の上、別途定めます。